

2027年度 日商簿記検定 **2級・3級** 出題区分変更について

2027年4月1日施行の試験より、日商簿記検定の出題区分が大きく変わります。

この改定の背景には、実社会における大きな制度変更と会計基準の変更の2つがあります。

1. **手形・小切手の紙媒体廃止**：2026年度末をもって、全国銀行協会の電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されます。
2. **新リース会計基準の適用**：2027年4月以降、上場企業や会社法上の「大会社」などでは、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が強制適用されます。

これらの実社会の変化と会計基準の変更に合わせ、3級・2級の出題内容が見直されました。

✓ **2級・3級** 共通変更点

「小切手」「手形」の廃止

- ➡ 「小切手」の廃止に伴い、当座預金の重要性は低下し、普通預金が当座預金に先立って区分表に記載されます。ただし、当座預金そのものは残ります。
- ➡ 「手形」の廃止に伴い、手形に関する勘定科目は使用されなくなり、代わりに電子記録債権・債務の重要度が増加します。電子記録債権・債務では、「手形」と同様の取引が行われますが、電子記録債権の支払不能（貸倒れ）に関する取引は、実務上の事例が少ないこと、勘定科目や会計処理が固まっていないことから、今回の改定では出題範囲に加えられませんでした。なお、貸倒れの見積もりはあります。

✓ **3級** 変更点

- 売上原価対立法（仕入れのつど売上原価勘定に振り替える方法）が2級から移行します。
- 固定資産の減価償却の計算方法のうち、定率法が2級から移行します。ただし、200%定率法や保証率、改定償却率といった内容は2級のままです。
 - 固定資産の除却・廃棄が2級から移行します。
 - クレジット売掛金にキャッシュレス決済も含まれるようになります。



2級 変更点

- 新リース会計基準に対応します。従来の借手の「ファイナンス・リース取引」「オペレーティング・リース取引」の区分はなくなり、リースの定義を満たすものは、原則としてオンバランス化します。リースには、建物や土地の賃貸借契約も該当します。使用する勘定科目が以下のとおり変更されます。



ただし、リース料総額に含まれる利息相当額の取り扱いについて、「利子込み法」と「利子抜き法」は引き続き出題されます。見積現金購入価額概念がなくなったため、「利子抜き法」における使用权資産・リース負債の額は「リース料総額－利息相当額」で求めることになります。

- 新リース会計基準の容認処理としての、短期リース（リース期間が12か月以内等）と少額リース（金額の重要性が乏しい等）も出題されます。この場合、リースをオンバランスせず、「支払リース料勘定」で費用処理します。例えば、短期リースまたは少額リースの店舗の賃貸借取引では、「支払家賃勘定」ではなく「支払リース料勘定」を使用することが明示されています。（3級では引き続き「支払家賃勘定」「支払地代勘定」を使用します。）
 - 売掛債権の譲渡（ファクタリング）が追加され、買取型（2社および3社間ファクタリング）の簡易的な出題が範囲に含まれます。

適用開始時期

新出題区分は、2027年4月1日以降に施行される統一試験、団体試験、ネット試験のすべてに適用されます。

※本件の詳細は、日本商工会議所Webページ等をご参照ください。